

公共交通事業者等からの移動等円滑化実績等報告書の集計結果概要
(平成28年3月31日現在)

別紙1

バリアフリー法に基づき、公共交通事業者等は毎年5月31日までに移動等円滑化実績等報告書を提出しなければならない。今回の集計結果は新基本方針の目標に照らした形式で集計を行ったものである。各事業者からの報告書の集計の概要は以下のとおり。

○ 旅客施設(1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のもの)

〈段差の解消〉

旅客施設全体 ...86.1% (H26年度末84.8%)

	総施設数		移動等円滑化基準(段差の解消)に適合している旅客施設数		総施設数に対する割合		
	H27年度末	H26年度末	H27年度末	H26年度末	H27年度末	対前年度増減	H26年度末
(目標値:100%/H32年度末)							
鉄軌道駅	3,542	3,497	3,045	2,964	86.0%	1.2	84.8%
バスターミナル	48	49	43	41	89.6%	5.9	83.7%
旅客船ターミナル	14	15	14	15	100.0%	0.0	100.0%
航空旅客ターミナル	35	34	30	29	85.7% (100%)	0.4	85.3%

- 1) 「段差の解消」については、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第4条(移動経路の幅、傾斜路、エレベーター、エスカレーター等が対象)への適合をもって算定。
- 2) 航空旅客ターミナルについては、障害者等が利用できるエレベーター・エスカレーター・スロープの設置はすでに平成13年3月末までに100%達成されている。

〈視覚障害者誘導用ブロックの設置〉

旅客施設全体 ...93.6% (H26年度末93.2%)

	総施設数		移動等円滑化基準(誘導用ブロックの設置)に適合している旅客施設数		総施設数に対する割合		
	H27年度末	H26年度末	H27年度末	H26年度末	H27年度末	対前年度増減	H26年度末
(目標値:100%/H32年度末)							
鉄軌道駅	3,542	3,497	3,320	3,268	93.7%	0.3	93.5%
バスターミナル	48	49	41	40	85.4%	3.8	81.6%
旅客船ターミナル	14	15	10	10	71.4%	4.8	66.7%
航空旅客ターミナル	35	34	35	34	100.0%	0.0	100.0%

- 1) 「視覚障害者誘導用ブロックの設置」については、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第9条への適合をもって算定。

〈障害者用トイレの設置〉

旅客施設全体 ...83.0% (H26年度末81.9%)

	総施設数		移動等円滑化基準(障害者用トイレの設置)に適合している旅客施設数		総施設数に対する割合		
	H27年度末	H26年度末	H27年度末	H26年度末	H27年度末	対前年度増減	H26年度末
(目標値:100%/H32年度末)							
鉄軌道駅	3,319	3,263	2,754	2,675	83.0%	1.0	82.0%
バスターミナル	40	41	27	27	67.5%	1.6	65.9%
旅客船ターミナル	12	13	11	10	91.7%	14.7	76.9%
航空旅客ターミナル	35	34	35	34	100.0%	0.0	100.0%

- 1) 「障害者用トイレの設置」については、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第13条～15条への適合をもって算定。
- 2) 総施設数については便所を設置している旅客施設のみを計上。

○ 車両等

	車両等の総数		移動等円滑化基準に適合している車両等の数		車両等の総数に対する割合		
	H27年度末	H26年度末	H27年度末	H26年度末	H27年度末	対前年度増減	H26年度末
鉄軌道車両 (目標値:約70%/H32年度末)	52,346	52,203	34,140	32,389	65.2%	3.2	62.0%
ノンステップバス(適用除外認定車両を除く) (目標値:70%/H32年度末)	45,228	44,874	22,665	21,074	50.1%	3.2	47.0%
リフト付きバス等(適用除外認定車両) (目標値:約25%/H32年度末)	15,124	15,105	895	856	5.9%	0.3	5.7%
福祉タクシー (目標値:約28000台/H32年度末)	—	—	15,026	14,644	—	—	—
旅客船 (目標値:約50%/H32年度末)	650	674	238	217	36.6%	4.4	32.2%
航空機 (目標値:約90%/H32年度末)	593	574	571	543	96.3%	1.7	94.6%

- 1) 「移動等円滑化基準に適合している車両等」は、各車両等に関する公共交通移動等円滑化基準への適合をもって算定。
- 2) バスについては、新・旧基本方針で目標の立て方が変更されたため、別紙1と別紙2で項目が異なっている。